

「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」について

「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」は連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合に使用します。奨学生番号ごとに届け出る必要があります。

※ 現在の連帯保証人、保証人はスカラネット・パーソナルで確認できます。

⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

1 「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」の作成方法

下記2の条件に当てはまる方に、連帯保証人または保証人になることの承諾を得たうえで、その方に自署、実印での押印をしてもらって下さい。また、奨学生番号ごとに下記3の書類の添付が必要です。

2 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等を選んでください。
保証人	<p><u>父母以外</u>の、本人および連帯保証人と別生計の人で、原則4親等以内の65歳未満の親族（兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）を選んでください。</p> <p>※例外として、保証人に65歳以上の人を選任する場合、下記の3の必要書類に加えて、保証人の年齢に係る「事情書」の添付が必要です。</p>
共通	<p>① 未成年者・学生・債務整理中の人等保証能力がない人は認められません。</p> <p>② 奨学生本人の配偶者（婚約者含む）は認められません。</p> <p>③ 例外として、連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない成人を選任する場合、連帯保証人については返還総額、保証人については返還総額の3分の1の返還を確実に保証できる収入・資産のある人を選任していただくこととなります。</p> <p>④ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。</p>

3 必要書類（奨学生番号ごとに添付してください。）

新連帯保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（連帯保証誓約書作成日から3か月前以降に発行されたものを添付してください）
	<p>② 収入に関する証明書類（コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等（直近のもの） ・給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書の控え等（直近のもの） <p>※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付</p>
新保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（保証誓約書作成日から3か月前以降に発行されたものを添付してください）
共通	<p>① 返還保証書</p> <p>② 収入・資産等の証明書類</p> <p>※2の③に当てはまる場合、上記に加えて提出が必要です</p>

4 提出先（必ず郵送してください。）

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課
04-10_20251125